

これまでの被用者保険の適用拡大に関する JILPTによる調査結果の概要

**厚生労働省 年金局
2019年4月16日**

目次

1. 調査の概要 ······ 3

2. 事業所に対する調査結果

- 適用拡大に伴う企業の雇用管理の見直し状況 ······ 5
- 労使合意に基づく適用拡大の利用状況 ······ 6
- 今後の更なる適用拡大への対応意向 ······ 7
- (参考) 事業所が短時間労働者を雇用している理由 ······ 8
- (参考) 必要な労働力を確保する上での就業調整の影響 ······ 9

3. 短時間労働者に対する調査結果

- 適用拡大に伴う短時間労働者の働き方の変化 ······ 11
- 被用者保険への加入・非加入を選択した理由 ······ 12
- 元第1号被保険者の特徴 ······ 13
- 第3号被保険者の適用拡大への対応の特徴 ······ 14
- 就労停止が家計に及ぼす影響と働き方の変更状況の関係 ······ 15
- (参考) 配偶者控除等の見直しに伴う働き方の変更意向 ······ 16

(独)労働政策研究・研修機構(JILPT)調査の概要

調査の実施方法

社会保険の適用拡大に伴い、事業所における短時間労働者の雇用管理の在り方や、短時間労働者自身の働き方（就業調整等）にどのような変化がみられるか、その実態を把握するため、事業所とそこで働く短時間労働者を対象に実施。

調査対象：16産業（農林漁業、鉱業を除き、公務を含む。）における、5人以上規模の全国の事業所2万社と、そこで働く短時間労働者約5.6万人

調査期間：2017年7月21日～9月7日

実施方法：郵送による調査票の配布・回収

有効回答数：事業所 5,523社 (27.6%) 短時間労働者 6,418人 (11.5%)

（参考）JILPTホームページ：<http://www.jil.go.jp/institute/research/2018/182.html>

有効回答事業所の主な属性

主たる業種	(%)	
建設業	12.7	
製造業	13.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	0.8	
情報通信業	1.5	
運輸業、郵便業	3.8	
卸売業、小売業	19.2	
金融業、保険業	3.5	
不動産業、物品販賣業	1.7	
学術研究、専門・技術サービス業	3.0	
宿泊業、飲食サービス業	5.0	
生活関連サービス業、娯楽業	1.7	
教育、学習支援業	5.2	
医療、福祉	16.0	
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	1.2	
その他サービス業(他に分類されないもの)	8.7	
公務	1.4	
その他	0.3	
無回答	1.2	
サービス業計	19.7	
常雇事業所の規模		
30人以下	32.5	
31～100人	38.0	
101～300人	18.0	
301～500人	3.5	
501～1,000人	3.9	
1,001人以上	2.6	
無回答	1.5	

有効回答労働者の主な属性

性別	(参考)2017年就業構造基本調査の 「パート・アルバイト」の属性	
		(%)
男性	22.2	22.7
女性	77.7	77.3
無回答	0.2	—
年齢層		
~19歳以下	0.1	5.0
20～24歳	1.5	9.5
25～29歳	3.2	5.0
30～34歳	6.4	6.3
35～39歳	9.8	7.8
40～44歳	14.1	10.8
45～49歳	13.8	11.4
50～54歳	12.0	9.9
55～59歳	9.5	8.9
60～64歳	14.3	9.5
65歳以上	14.6	16.1
無回答	0.7	—
平均(歳)	50.2	—
婚姻状況		
既婚	80.9	73.2(注)
未婚	10.2	26.8
離婚・死別	8.5	—
無回答	0.4	—

(注)「離婚・死別」を含む値。

事業所に対する調査結果

適用拡大に伴う企業の雇用管理の見直し状況

- 適用拡大に伴い雇用管理上の見直しを行った事業所の中では、「所定労働時間の延長」等の適用拡大策と、「所定労働時間の短縮」等の適用回避策の両方を実施した事業所が多い。
- 見直しの理由としては、適用拡大策だけでなく、適用回避策についても短時間労働者の希望を踏まえたとの回答が多くを占め、コスト回避を企図した見直しは限定的であった。

適用拡大策に伴う雇用管理の見直しの有無及び内容



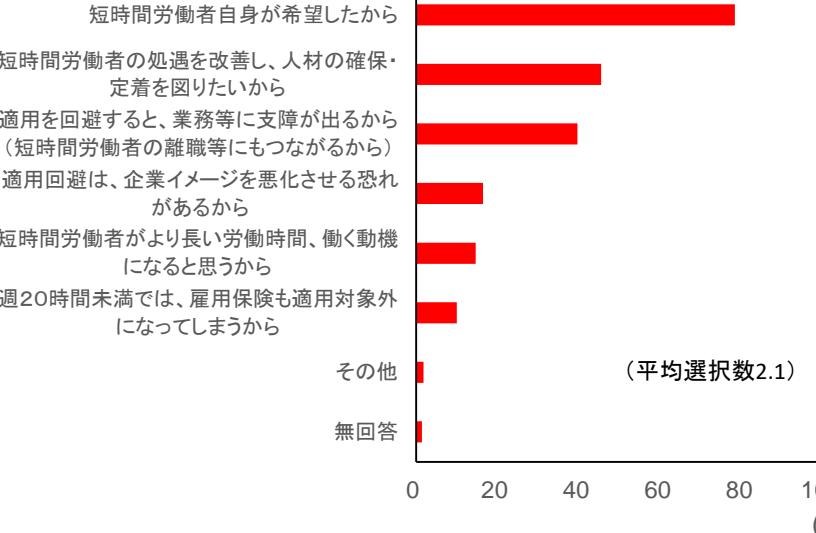
具体的な見直し内容(複数回答)

	適用拡大策に相当	適用回避策に相当	
既存の対象者について			
新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した (これに伴い、短時間労働者の雇用者数を抑制した等も含む)	選択肢1		57.6
新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員(短時間正社員を含む)へ転換した	選択肢2		15.3
新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した (これに伴い、短時間労働者の雇用者数が増大した等も含む)		選択肢3	66.1
新たな適用を回避するため、対象者の月額賃金(年収)の水準設定を引き下げた		選択肢4	3.6
新規求人に当たり、所定労働時間を(従前の設定より)延長した	選択肢5		5.4
新規求人に当たっては、出来るだけ正社員(短時間正社員を含む)で採用するようにした	選択肢6		3.2
新規求人に当たり、所定労働時間を(従前の設定より)短縮した		選択肢7	15.8
新規求人に当たり、月額賃金(年収)の水準設定を引き下げた		選択肢8	1.6
新規求人に当たり、雇用見込み期間を1年未満に抑制した		選択肢9	0.2
出来るだけ、(適用除外の)学生を活用するようにした		選択肢10	1.4
出来るだけ、70歳以上の高齢者を活用するようにした		選択肢11	0.2

63.2%
69.5%
両方実施が47.9%

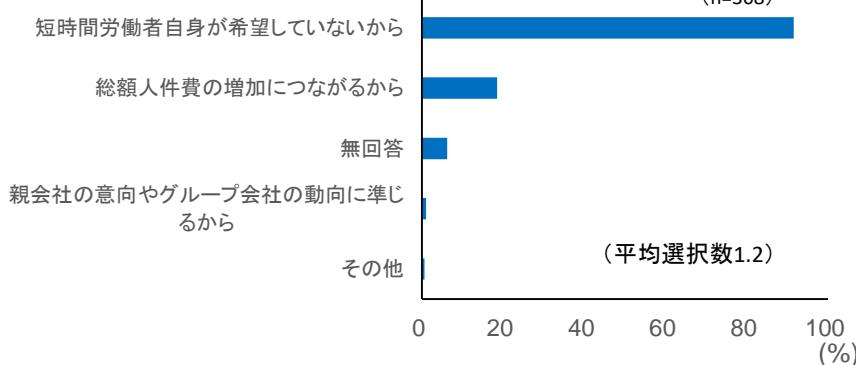
適用拡大策をとった理由(複数回答)

(n=280)



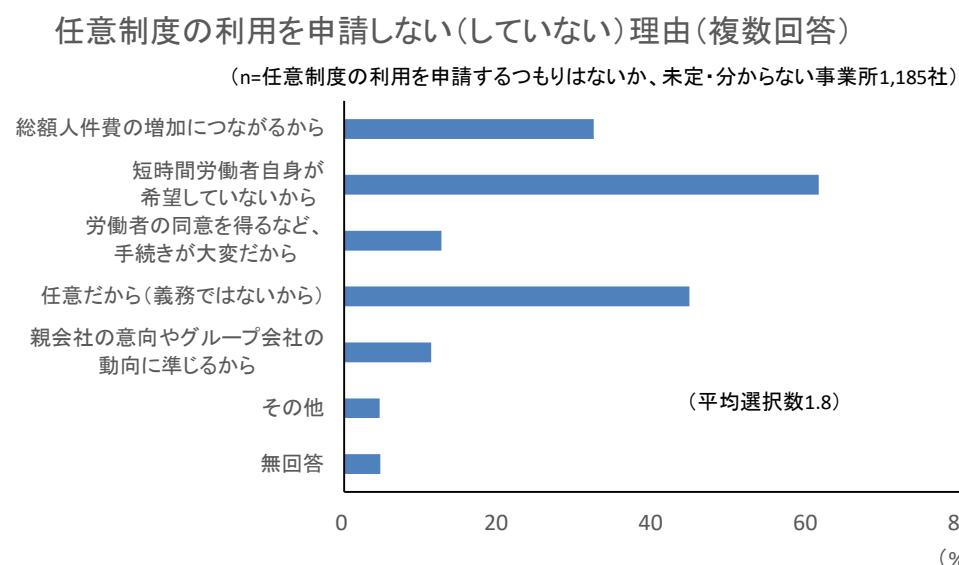
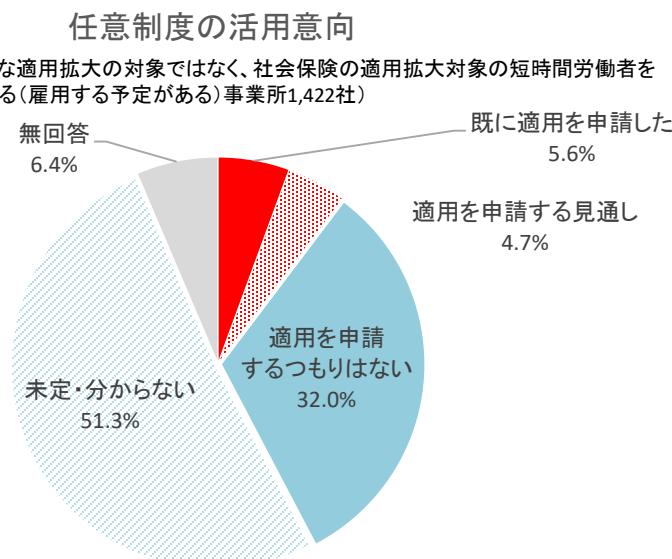
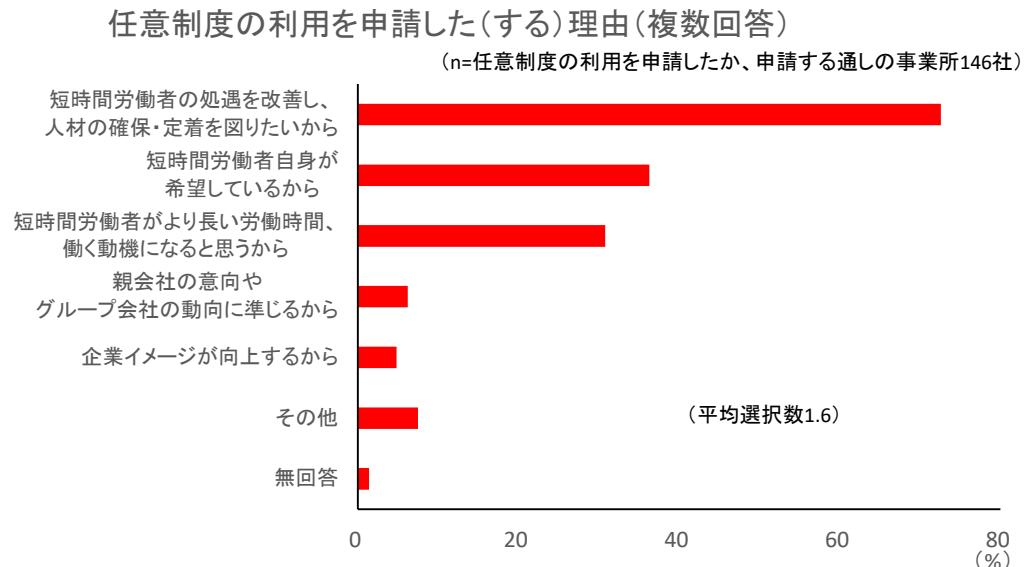
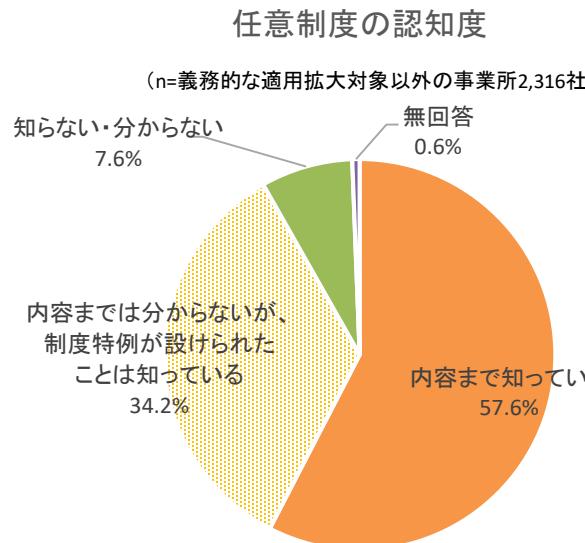
適用回避策をとった理由(複数回答)

(n=308)



労使合意に基づく適用拡大の利用状況

- 労使合意に基づく適用拡大(任意制度)は、多くの事業所において認知されているものの、制度を利用する意向を有しているとの回答はごく一部にとどまる。
- 利用／不利用のいずれの理由についても、短時間労働者の意向を踏まえたものとする回答が多い。

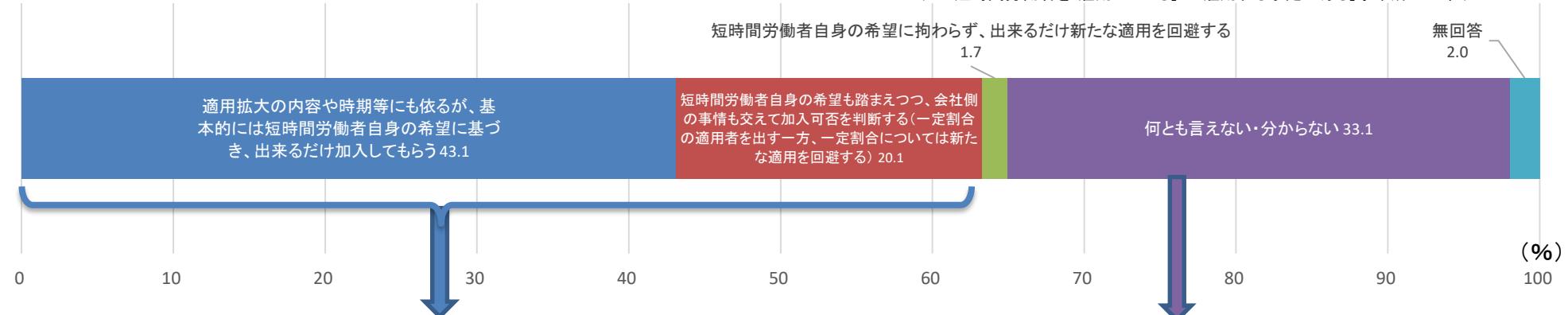


今後の更なる適用拡大への対応意向

- 今後の更なる適用拡大への対応意向について尋ねたところ、人材の確保等を重視して、「基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう」との回答が4割を超えた。

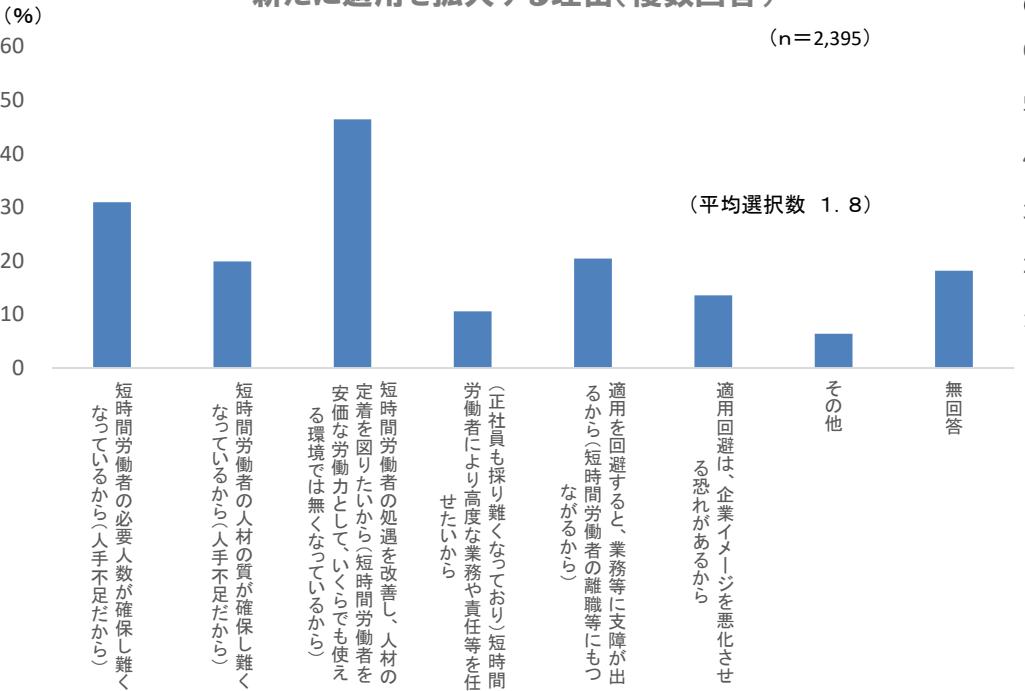
今後の更なる適用拡大への対応意向

(n=短時間労働者を「雇用している」か「雇用する予定がある」事業所3,786社)



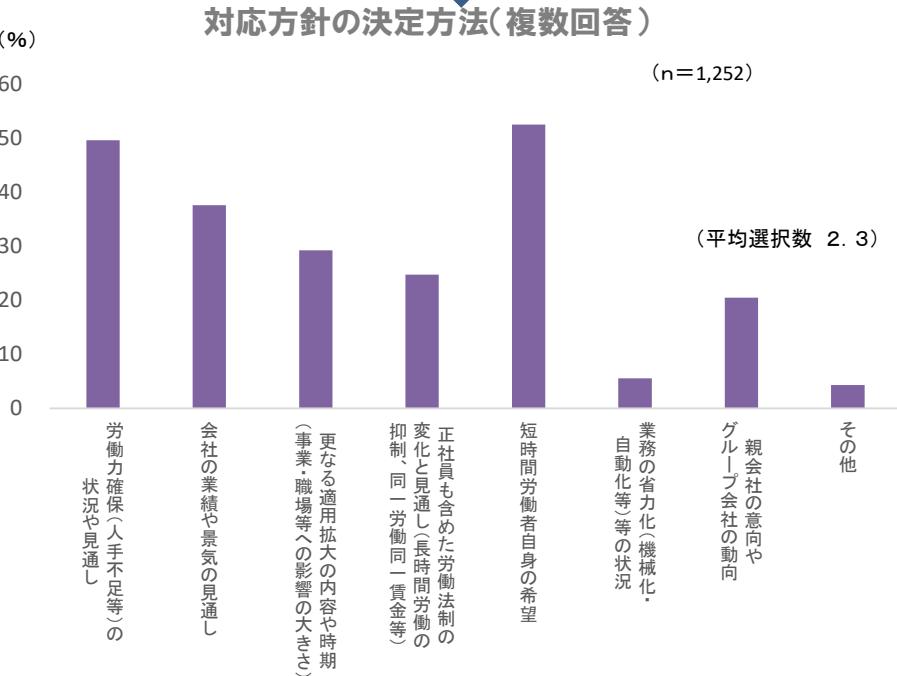
新たに適用を拡大する理由(複数回答)

(n=2,395)



対応方針の決定方法(複数回答)

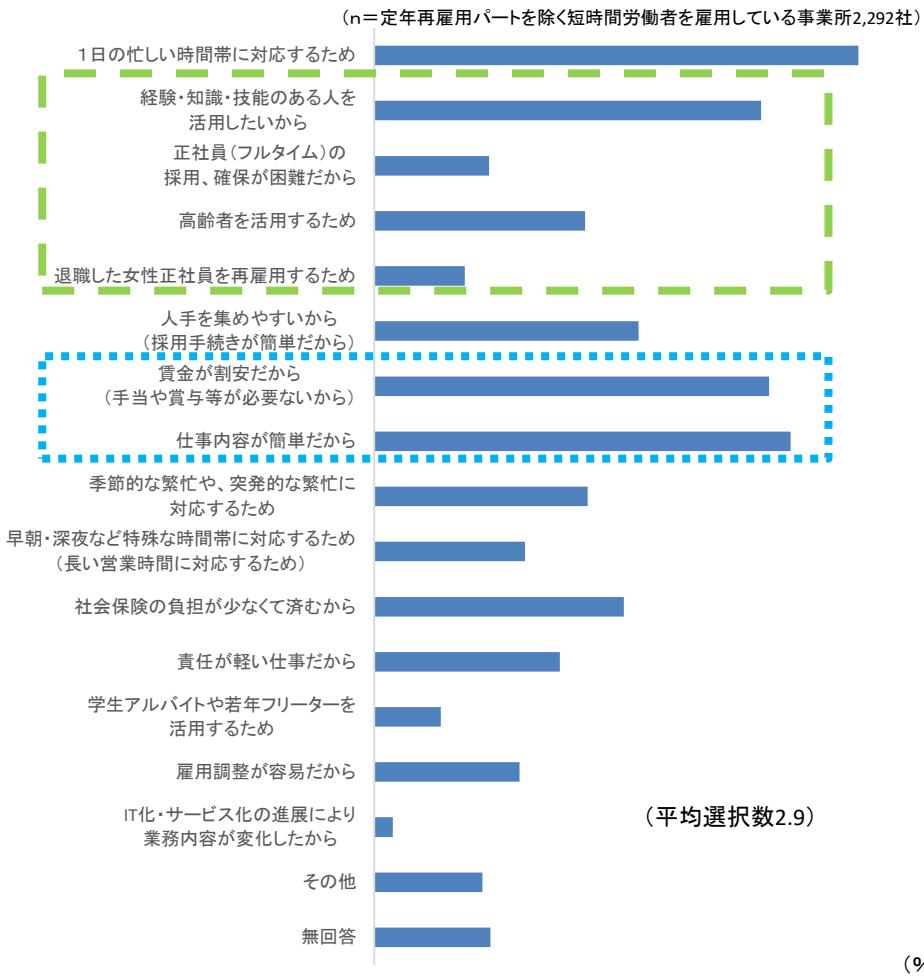
(n=1,252)



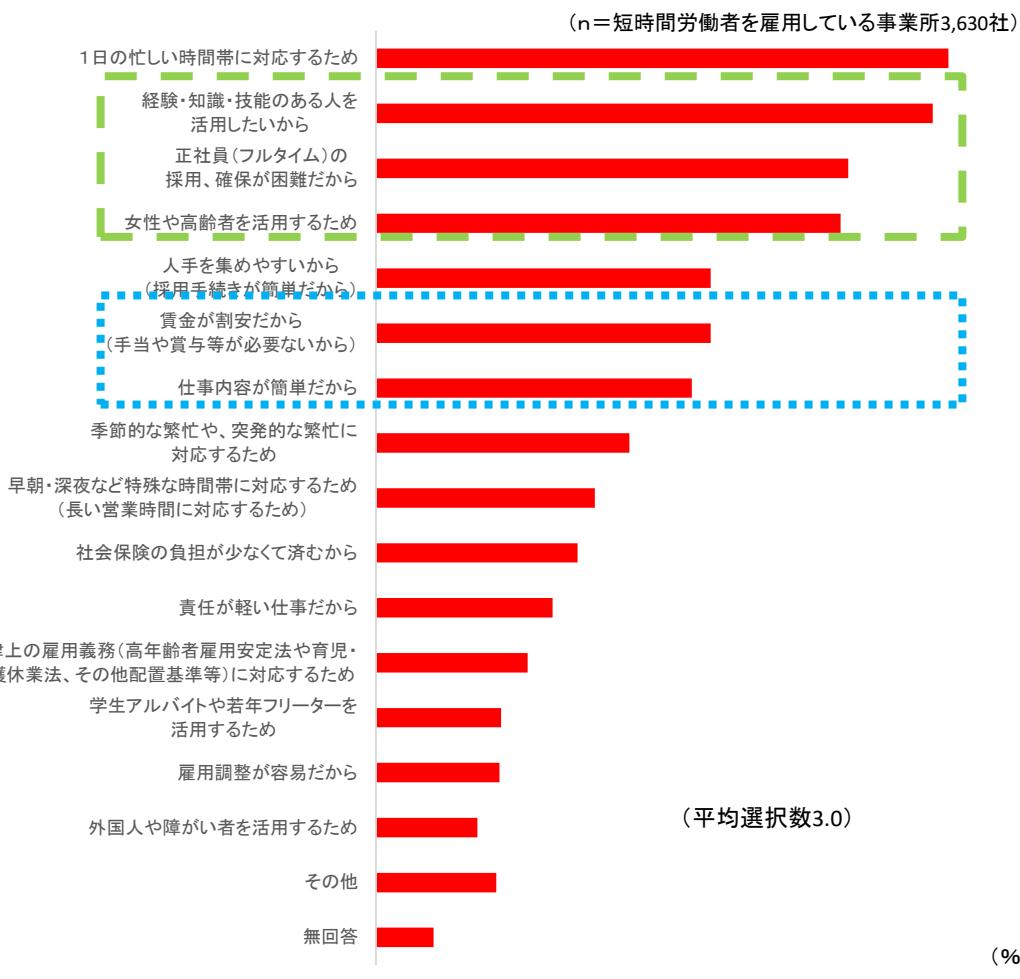
(参考) 事業所が短時間労働者を雇用している理由

- 短時間労働者を雇用する理由について、ほぼ同様の仕様で行った2012年調査と比較をすると、前回は、①1日の忙しい時間帯に対応するため、②仕事内容が簡単だから、③賃金が割安だから、が上位を占めていたのに対し、今回調査では、最上位こそ変わらないものの、「経験・知識、技能のある人を活用したいから」や「正社員(フルタイム)の採用、確保が困難だから」が続いた。

2012年調査(複数回答)



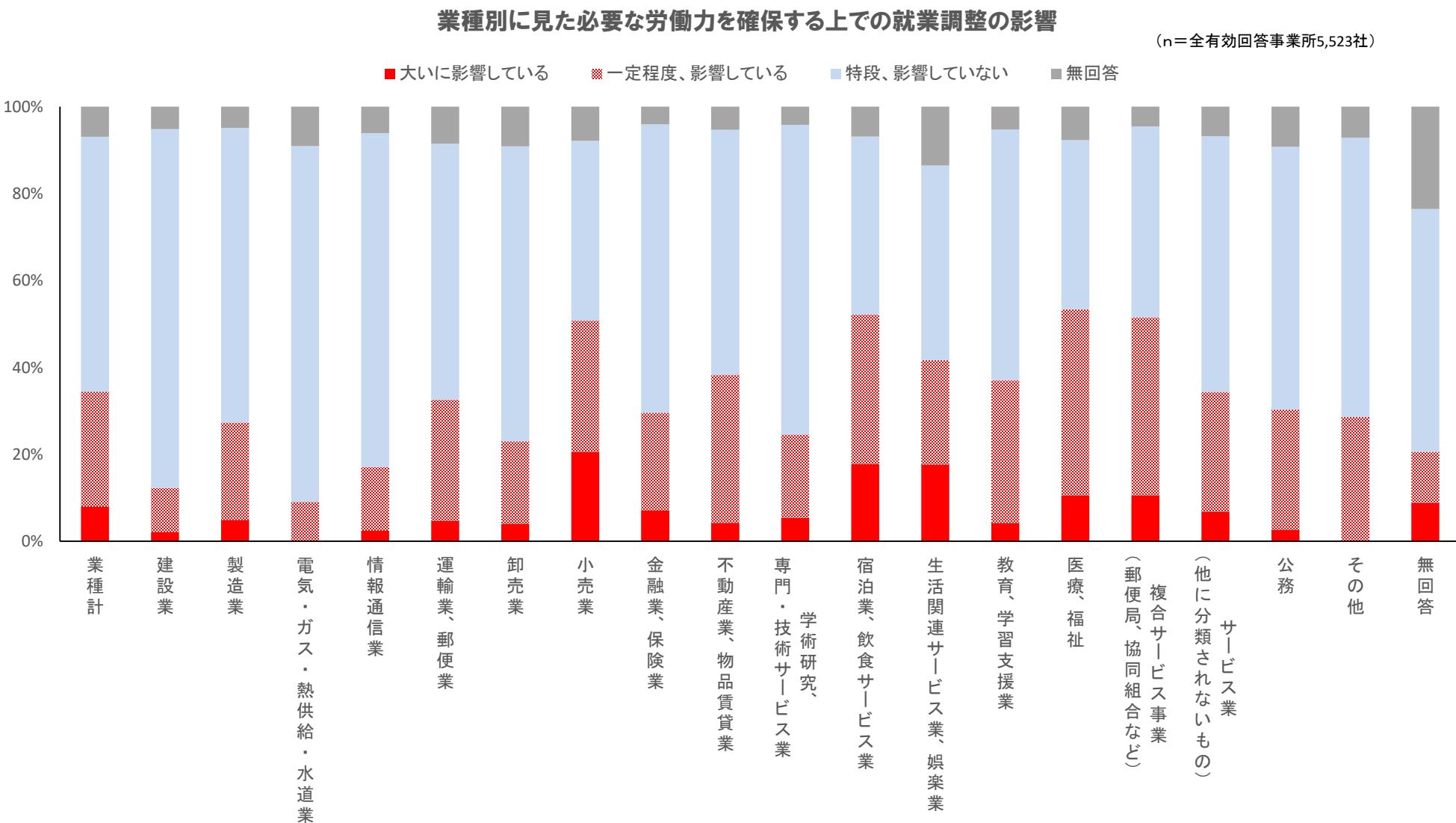
今回調査(複数回答)



(出所)JILPT「短時間労働者の多様な実態に関する調査」

(参考) 必要な労働力を確保するまでの就業調整の影響

- 「就業調整」が必要な労働力を確保する上でどの程度、影響しているかを尋ねたところ、「大いに影響している」または「一定程度、影響している」との回答は約1／3にとどまったものの、小売業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉といった短時間労働者を多く雇用する業種においては約半数にのぼった。

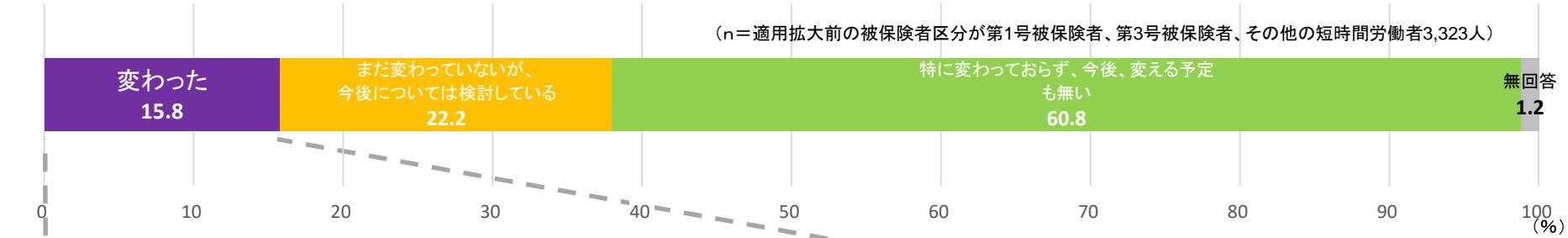


短時間労働者に対する調査結果

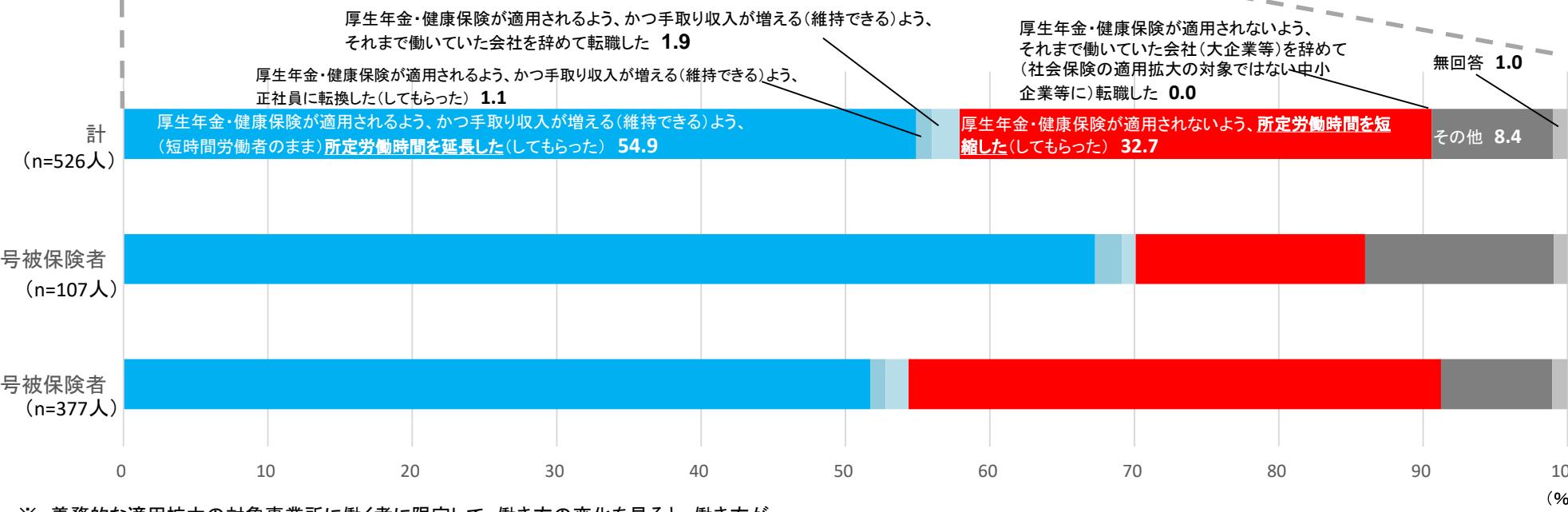
適用拡大に伴う短時間労働者の働き方の変化

- 適用拡大によって働き方を変えた者のうち、所定労働時間を延長している者が短縮している者を上回っている。労働時間を延長する動きは、適用拡大前に第3号被保険者であった者よりも、第1号被保険者であった者において顕著となっている。

働き方の変化の有無



働き方の変化の内容



※ 義務的な適用拡大の対象事業所に働く者に限定して、働き方の変化を見ると、働き方が変わった割合は31.1%となる。しかし、働き方の変化の内容については大きな相違はない。

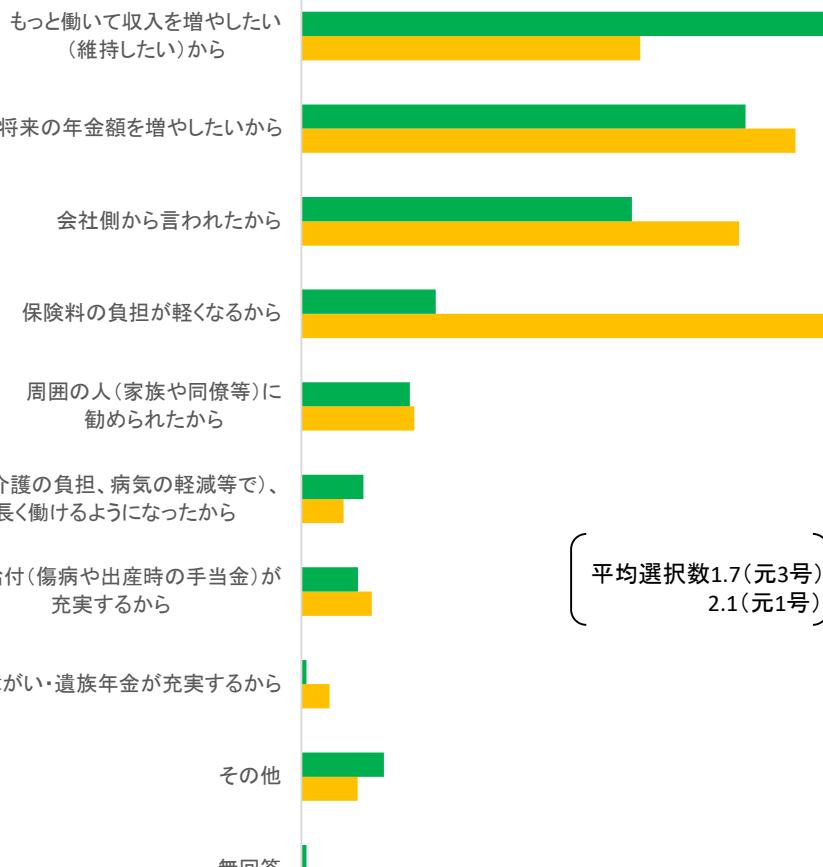
被用者保険への加入・非加入を選択した理由

- 被用者保険に加入した理由としては、元第1号被保険者にとっては保険料負担の減少、元第3号被保険者にとっては収入の維持・増加が目立つほか、両者に共通して、年金給付の充実や会社からの要請が多く挙げられた。
- 加入しなかった理由としては、税・社会保険制度上の扶養から外れることを避けたいとする回答が目立った。

被用者保険に加入した理由(複数回答)(元3号被保険者・元1号被保険者)

(n=適用拡大で新たに被用者保険に加入了した者のうち、
労働時間を延長する等の働き方の変更を行った元3号被保険者205人、元1号被保険者75人)

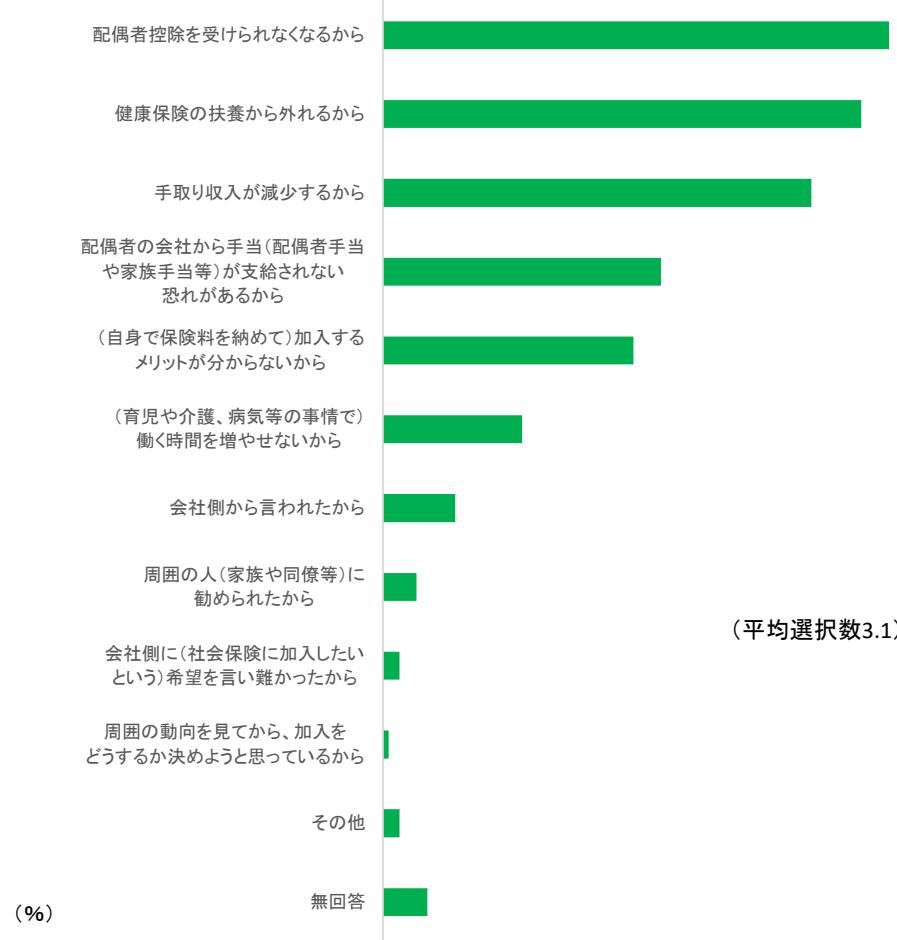
■3号→2号 ■1号→2号



平均選択数1.7(元3号)
2.1(元1号)

被用者保険に加入しなかった理由(複数回答)(元3号被保険者)

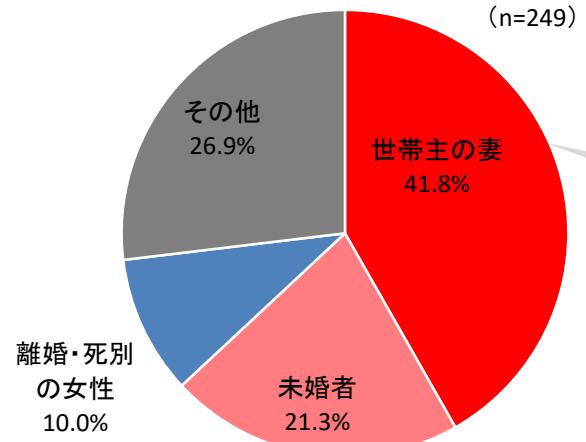
(n=適用拡大を受けて、被用者保険が適用されないよう
労働時間を短縮する等の働き方の変更を行った元3号被保険者139人)



適用拡大によって厚生年金適用となった元第1号被保険者の特徴

- 適用拡大によって厚生年金加入となった者のうち、それまで国民年金第1号被保険者であった者には、「世帯主の妻」、「未婚者」、「離婚・死別の女性」が多く含まれている。
- また、世帯年収はバラツキが大きいが、離婚・死別の女性や未婚者を中心に、低い年収帯に多く分布している。

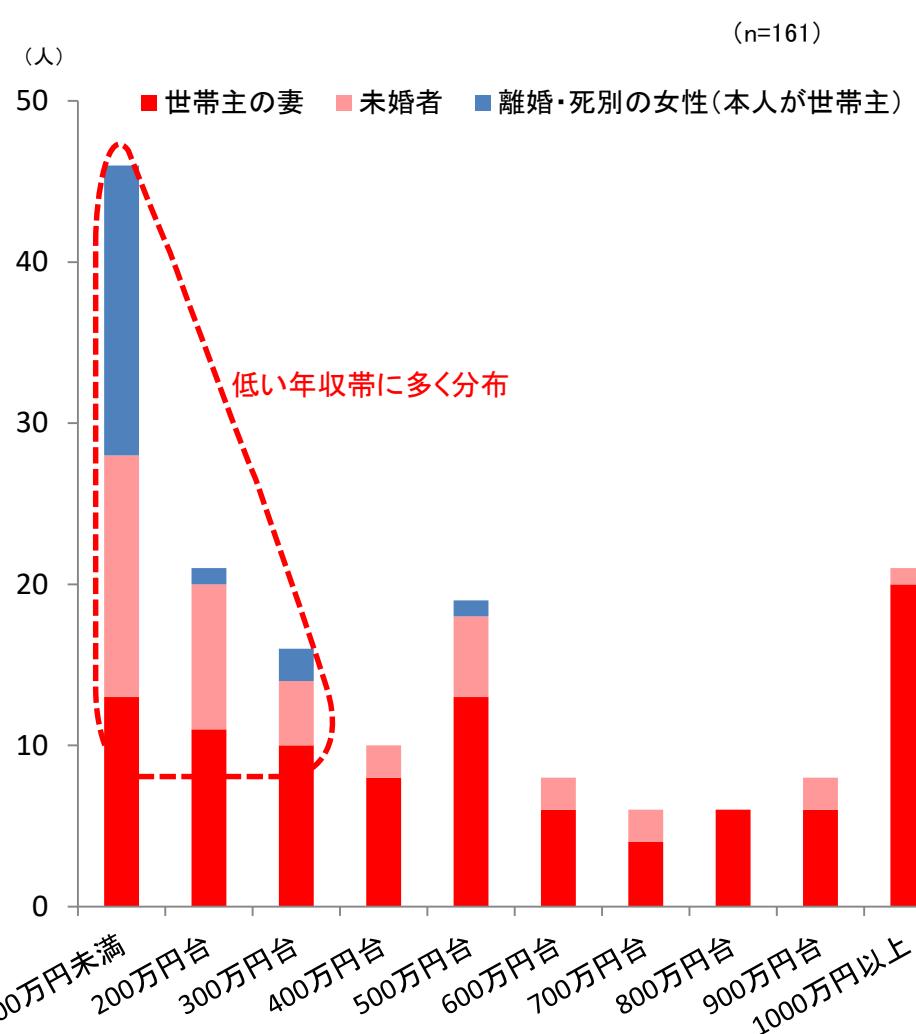
元1号被保険者の属性



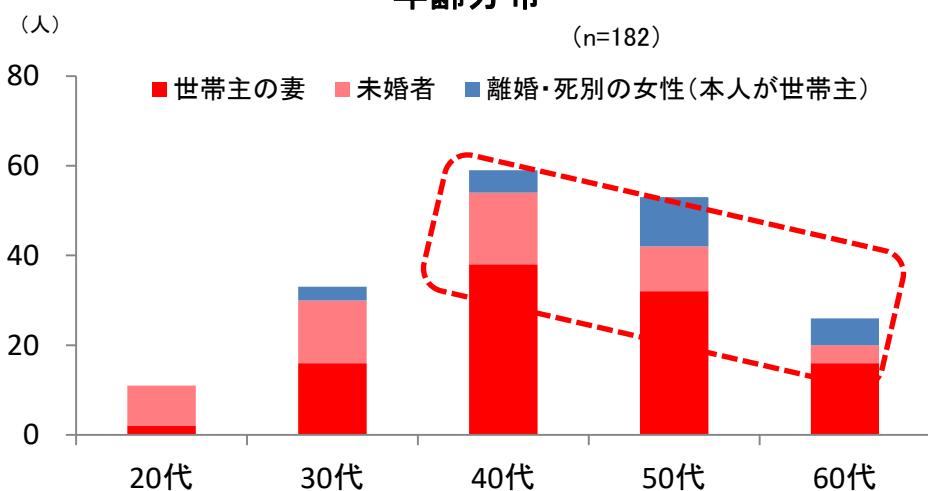
配偶者が厚生年金加入者ではないため、被扶養配偶者にならない者

※ 配偶者が個人事業主、無職、被用者だが適用要件を満たさない、適用事業所でないとこ
ろで雇用、など

元1号被保険者の世帯年収の分布



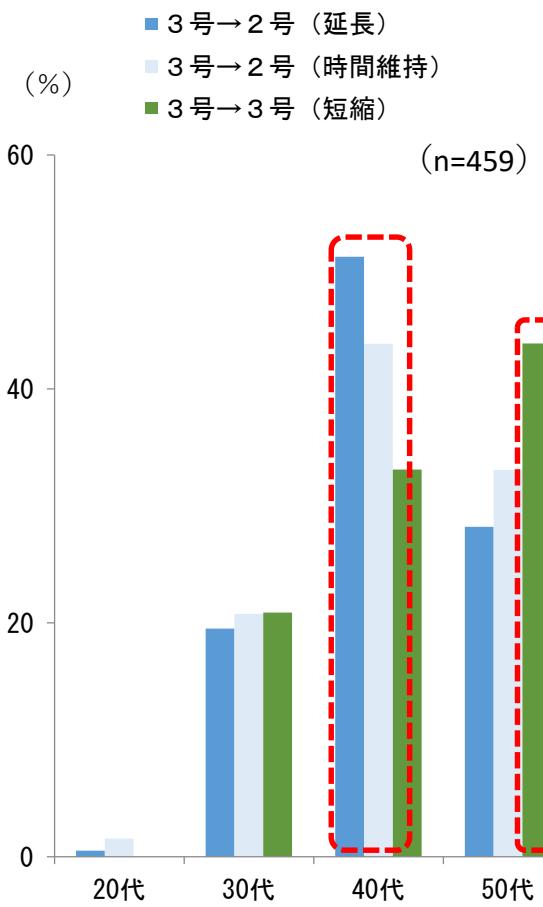
年齢分布



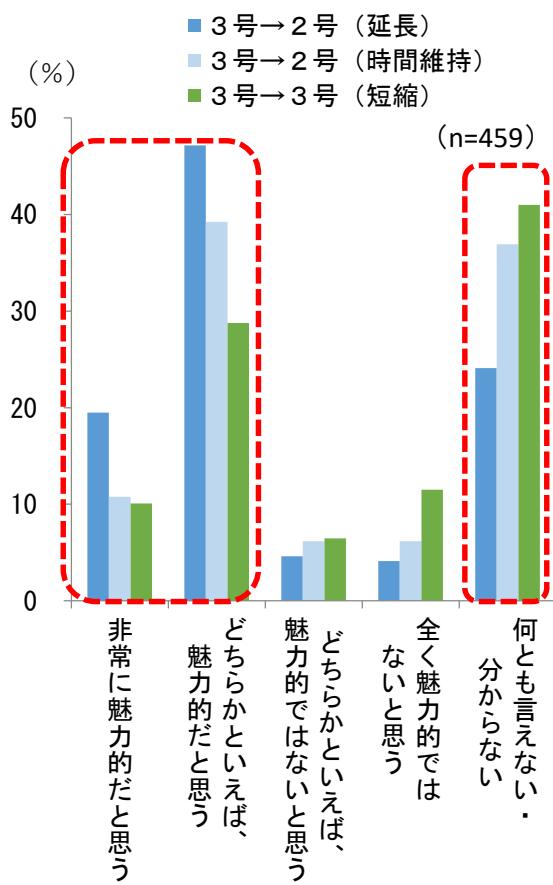
第3号被保険者の適用拡大への対応の特徴

- 第3号被保険者の適用拡大への対応は、年齢や社会保険加入の捉え方によって影響を受けていることが窺われる。
- また、適用を回避した者と比べて、適用を受容した者の中には世帯年収が少ない者が多く含まれている。

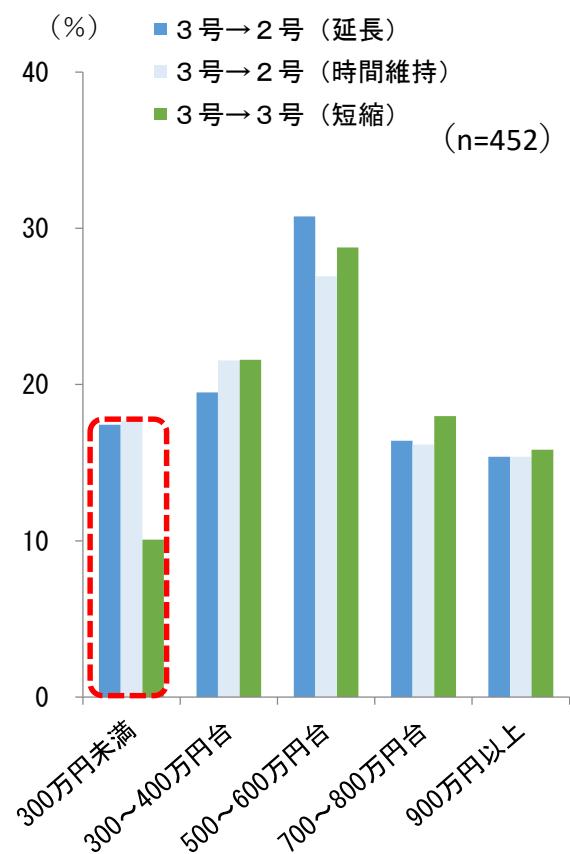
年齢分布



社会保険加入求人の魅力度



世帯年収の分布



※3号→2号(延長)、3号→2号(時間維持)、3号→3号(短縮)の各カテゴリーに占める割合

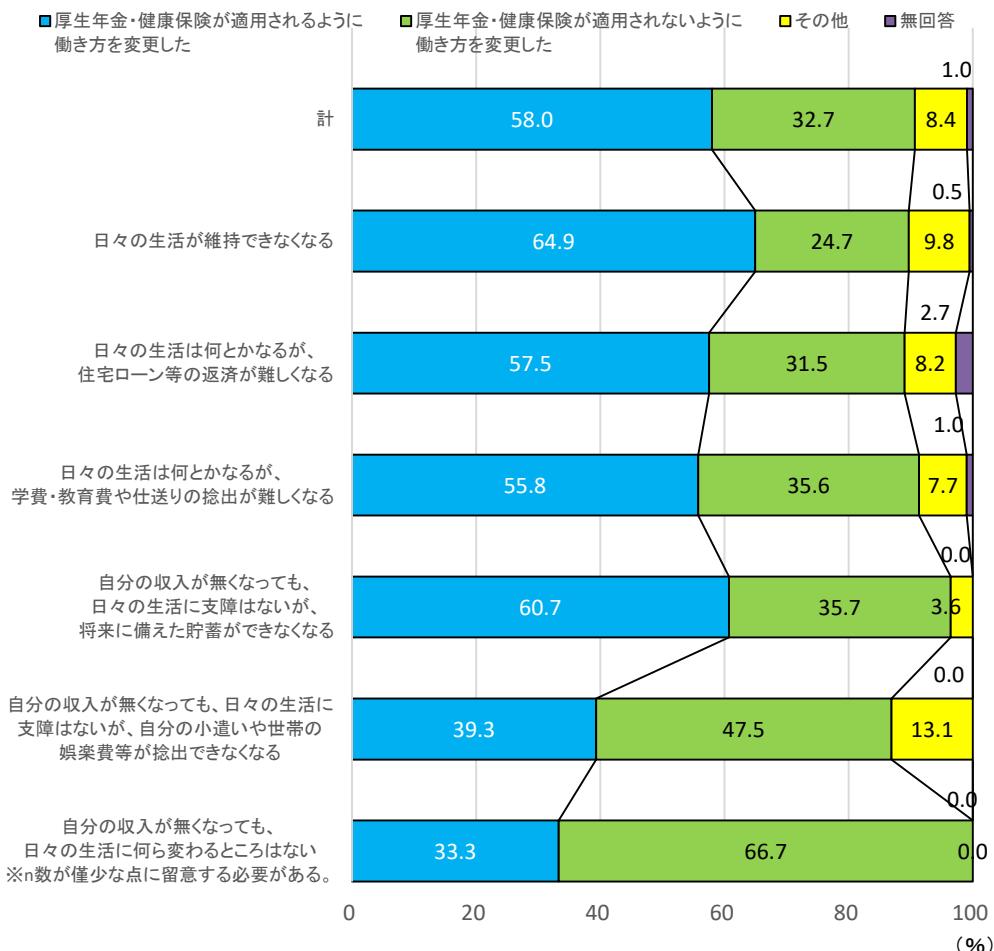
(出所)JILPT「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」を元に作成

自身が働くのを辞めた場合に家計に及ぼす影響と働き方の変更状況の関係

- 自身が働くのを辞めると「日々の生活が維持できなくなる」とする短時間労働者ほど、今般の適用拡大に際しても社会保険が適用されるように働き方を変更し、対して家計に余裕がある人ほど、適用を回避した傾向にある。
- また、性別や年齢、適用拡大前の被保険者区分といった基礎的な属性をコントロールしても、自身が働くのを辞めると家計に深刻な影響が及ぶ短時間労働者は、社会保険が適用されるように働き方を変更していることがロジスティック分析からも確認できる。

自身が働くのを辞めた場合に家計に及ぼす影響と働き方の変更状況の関係

(n=適用拡大前からの第2号被保険者を除いた(第1号被保険者、第3号被保険者、その他の)短時間労働者で、社会保険の適用拡大に伴い働き方が「変わった」526人)



社会保険が適用されるように働き方を変更した人の特徴

被説明変数:「適用拡大されるように働き方を変更した」=1
「しなかった」=0

性別ダミー(男性)

女性 0.177 0.433

年齢層ダミー(65歳以上)

~34歳	0.847	0.615
35~44歳	1.533	0.554 **
45~54歳	1.126	0.554 *
55~64歳	0.649	0.529

適用拡大前の被保険者区分ダミー(その他)

第1号被保険者	0.462	0.41
第3号被保険者	-0.666	0.385 †

自身が働くのを辞めた場合の家計に対する影響ダミー
(小遣いや娯楽費等の捻出が出来なくなる)

日々の生活が維持できなくなる	0.965	0.306 **
日々の生活はなんとかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	0.779	0.365 *
日々の生活はなんとかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	0.722	0.342 *
自分の収入が無くなってしまっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	0.914	0.348 **

定数	-1.265	0.562 *
----	--------	---------

有効数	513	
-----	-----	--

-2対数尤度(最終)	654.925	
------------	---------	--

X ²	40.725	***
----------------	--------	-----

Nagelkerke R ²	0.103	
---------------------------	-------	--

注)()はレファレンス・グループ。***:p<0.001、**:p<0.01、*:p<0.05、†:p<0.1。

なお、自身が働くのを辞めた場合の家計に対する影響ダミーのリファレンスは、「自分の収入が無くなってしまっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる」と「自分の収入が無くなってしまっても、日々の生活に何ら変わることはない」(n数僅少)を統合したもの。

(参考) 配偶者控除等の見直しに伴う働き方の変更意向

- 配偶者控除等を満額受けられる年収の上限が、2018年1月より103万円から150万円に引き上げられたことに伴い、自身の働き方をどうするかと尋ねると、「(現在の働き方を)変えると思う」が「変えないと思う」を上回った。
- 変更内容としては、「自身の収入103万円超～130万円以下に収まるよう、働く時間を増やす」(57.9%)が最多となった。

就業調整の具体的な内容(複数回答)

(n=就業調整を行っている短時間労働者1,741人)

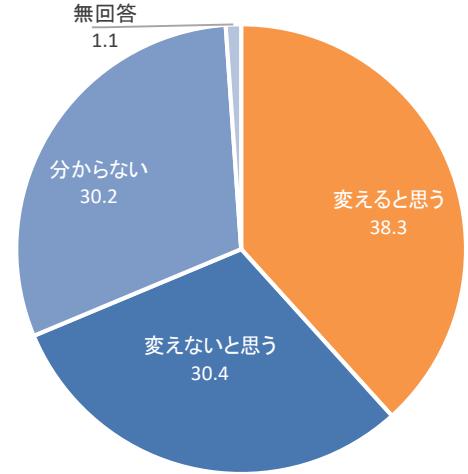
	(%)
配偶者の所得税について配偶者控除が受けられるよう、自身の収入を103万円以下に抑えている	36.5
自身の収入に所得税がかからないよう、非課税限度額(103万円)以下に抑えている	27.6
配偶者の被用者保険に被扶養者として加入できるよう、自身の収入を130万円未満に抑えている	24.6
配偶者特別控除が受けられるよう、自身の収入を103万円超141万円未満に抑えている	19.1
住民税がかからないよう、自身の収入を100万円以下に抑えている	11.7
社会保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を20時間未満、月額賃金を8.8万円未満等に抑えている	11.2
配偶者の勤務先から手当(配偶者手当や家族手当等)がもらえるようにしている(103万円・130万円以下等)	10.8
社会保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を正社員の4分の3未満に抑えている	7.6
受給している公的年金が支給停止にならないよう(あるいは減額率が小さくなるよう)にしている	6.0
雇用保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を20時間未満に抑えている	4.8
所得税の適用税率を低く抑えられるよう、自身の収入を195万円以下に抑えている	1.8
その他	3.4
無回答	6.2

(注) 平均選択数は1.8

※ 2017年の税制改正に伴い、2018年分の所得税から、所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限は、103万円から150万円に引き上がっている。

配偶者控除等の見直しに伴う働き方の変更意向

(n=配偶者の所得税について配偶者控除又は配偶者特別控除が受けられるよう就業調整を行っている者892人)



具体的な変更内容(複数回答)

